

業務を振り返って

政治資金規正法改正案等

宇野 雄一郎(左)
(令和6年入局(経験者採用)
・係長級)



前田 龍之介(右)
(令和4年入局・係員級)



政治改革に関する議論への対応

宇野 令和6年の通常国会では政治資金規正法の改正を中心とした政治改革が大きなテーマとなり、連日ニュースでも大きく取り扱われていました。令和6年6月に衆議院から提出された法律案が成立しましたが、これとは別に、参議院法制局では政治改革に関する法律案を3本、修正案を1本立案しました。立案作業で印象に残っていることはありますか。

前田 政治資金規正法の改正は政治的な注目度が高く、細かい言葉の使い方一つで意図せぬ誤解や影響が生じかねません。なので、依頼議員の意図するニュアンスをしっかりと条文に表現できているかなどについて課内で議論を重ねたことが印象に残っています。改めて、法律上の言葉の一つ一つが持つ“重み”を実感しました。

宇野 立案作業だけではなく、委員会の審議での依頼議員の答弁の補佐も行いましたね。委員会はまさに各党各会派の思いがぶつかる場であり、依頼議員とも調整しつつ、答弁案の作成を行いました。限られた時間での立案は大変でしたが、依頼議員の政策を法制化することにより政治改革の議論に寄与でき、達成感がありました。

前田 立案に当たって苦労したことはありましたか。
前田 政治情勢の動きが激しく、各党の立場や論点が日々変化していて、国会の日程や依頼内容に変更があるのが等、先が見通しづらい中での立案は一苦労でした。

宇野 国政の最前線に立っているということを実感しましたよね。国会審議を追うだけではなく、テレビや新聞の報道、政党のHPの情報等を課内で共有して、次の動きに備えつつ立案作業を進めていったのは印象的でした。

前田 立案の依頼以外にも、様々な立場の議員から説明依頼や照会を受けました。午前はA党の会議で法律案の説明、午後はB党からの照会の対応をした後、課内でC党の法律案を検討、みたいな日もありました。頭を切り替えるのは大変ですが、複数の政党から同じテーマについて別の内容の依頼を受け、同じ法律について様々な立場から検討するというのは、参議院法制局の業務の大きな特徴だと思います。

行政職経験者・若手職員から見た参議院法制局

前田 宇野さんは、地方自治体(行政職)の勤務を経験された後、参議院法制局に入局されました。参議院法制局の業務・組織についてはどのように感じられたでしょうか。

宇野 地方自治体では、地域振興のイベントの企画や補助金交付などの業務のほか、道路や農業施設の建設・改修など、広範多岐にわたる業務を行っており、業務によって目標や目指すべき方向性が様々だと感じています。これに対して、参議院法制局の業務は、議員の依頼を受け、法制度を形作るというもので、目標が明確であると感じます。また、行政では異動により全く異なる種類の業務を行うことも多々ありますが、参議院法制局は立案という一つの業務を極める点に特色があり、その点が魅力であると考えます。

前田さんはどのようなところに魅力を感じますか。

前田 政治資金規正法改正案の立案のように、国政上大きな関心事となっている課題について立法という手段による解決に携わることが大きな魅力です。若手職員でも法律案のたたき台の作成など重要な仕事を任せられることも多く、立法府の活動を支えているというやりがいを感じることもできる場面は多いと思います。

食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律案に対する修正案

「農政の憲法」の改正法案に対する修正案の立案

岩井 食料・農業・農村基本法は、「農政の憲法」とも呼ばれる農政の基本理念や施策の方向性を定める法律です。令和6年5月、その改正案が可決・成立しました。今回立案した修正案は、野党2会派による共同提出案として委員会に提出され、改正案と併せて審議されました。この修正案に携わって、どのような点が印象に残りましたか。

新家 先議の衆議院ではそれぞれの会派から修正案が提出されていました。それが、参議院では両会派の協議を経て一つにまとまり、さらに、委員会審議の中でクローズアップされた議論や参考人の意見陳述を踏まえた議論が新規項目として盛り込まれ、最終的に一つの形になったときには、感慨もひとしおでした。

岩井 共同提出案としての修正項目のすり合わせのため、法制的な観点から考え方を整理しつつ、議員と議論を重ねましたね。委員会審議での議論が、すぐさま議員との協議で取り上げられ、条文に反映されていたことも、今回の立案の醍醐味でしたね。

新家 修正案の作成後も、答弁案作成の補佐や委員会室での答弁補佐などで、答弁者の議員の熱い思いを間近に感じながら、緊密に連携して進めていったことも印象的でした。

弁護士業務との違い

岩井 任期付職員(※)である新家さんは弁護士としてのご経験も豊富です。弁護士業務と参議院法制局の業務との違いはどんなところにありますか。

新家 既にある法律の枠内で依頼者の要望をかなえるために頭を悩ませることが多い弁護士業務とは違い、参議院法制局では、依頼議員の目指す政策を形にするために、新たな法制度としてどう仕組むか、既存の法律のどこをどのように変えるかに頭を悩ませることが大きな特徴であり、魅力でもあると思います。一方で、依頼議員の本当に実現したいことは何なのかを突き詰めて考えることや、依頼議員の意向をそのままでは実現できない場合でもできる限り意向に沿った代替案を提示することなどは、弁護士業務と共通していると思います。

岩井 そうですね。議員からの依頼は、憲法適合性や既存の法制度との整合性などから、法制化が困難に思えることもありますが、依頼の真意をくみ取り、法的な合理性を確保しつつ法律案の形に作り上げることは、参議院法制局の業務の面白さであり、職員としての苦労のしどころですね。

フラットに議論ができる職場

新家 参議院法制局ならではのかと思いますが、年次や出身にかかわらず意見を出して、議論ができるところにも魅力を感じています。公務員組織というと、課内であっても下



から上に順にお伺いを立てていくようなイメージでした。

岩井 課内の誰もがフラットに議論できる職場であることは、参議院法制局が長年にわたって培ってきた職場風土だと思いますし、私自身心掛けていますので、嬉しい言葉ですね。任期付職員や省庁・自治体からの出向者なども含めた様々な職員が、それぞれの知識・経験を踏まえて多角的に議論をすることで、より良い案が生まれると実感しています。入局したばかりの若手職員の疑問・意見に触発されて議論が深まることもよくありますね。課というチームで知力を尽くして法的に考え、議員の思いを条文という形にしていこう、ここでしか経験できない仕事があります。受験生の皆さん、是非挑戦してみてください。

※任期付職員：法曹資格を有し、一定の実務経験を有すること等を要件に任期を限って採用される職員で、不定期に募集しています。



岩井 美奈(左)
(平成9年入局・課長)



新家 直人(右)
(令和5年入局(任期付職員)
・係長級)